

第52回 定時株主総会 招集ご通知



2021年6月25日（金曜日）
開会 10:00（受付開始 9:00）



東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル
3階展示場

目次

■ 第52回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	11
(添付書類)	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	23
■ 計算書類	25
■ 監査報告書	27

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
また、議決権行使に関しましては、書面の郵送またはインターネットによる方法もございますのでご利用いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。



新日本空調株式会社

証券コード：1952

証券コード 1952
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役社長 夏井 博史

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル 3階展示場
3. 目 的 事 項
〈報告事項〉
 1. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
〈決議事項〉
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「重要な会計方針及びその他の注記」

したがって、添付書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、省エネルギーへの取り組みとして、クールビズにて開催させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご出席を検討されている株主の皆様へのお知らせ】

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、株主総会当日に発熱や咳等の症状や体調にご不安のある場合は、ご来場をお控えください。なお、会場において体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声掛けし、ご入場をお控えいただく可能性がございます。

会場の運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。ご出席の株主様は、入場前の検温やマスクの着用等感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.snk.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

書面の郵送により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、議決権を行使ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）開会 10:00（受付開始 9:00）

場所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル3階展示場

（最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

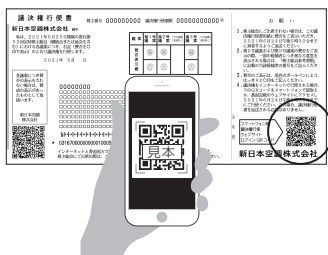
パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

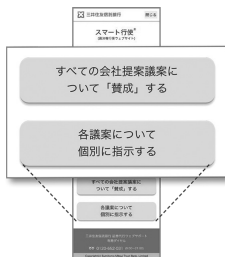
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力の上ログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

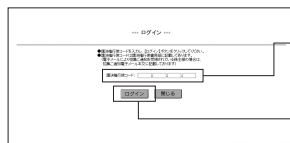
ウェブ行使
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」
をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
新しいパスワードを
設定
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

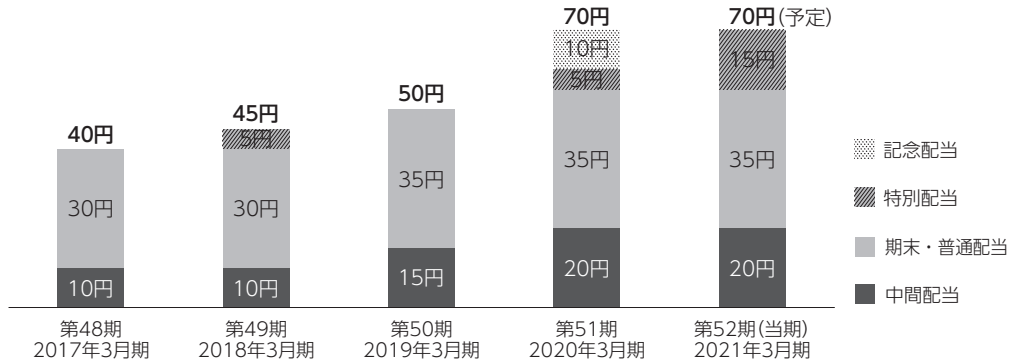
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、安定的に株主の皆様へ還元するため、利益配分に関する基本方針を、連結配当性向30%以上または株主資本配当率（DOE）3%を下限として還元することとしております。

当期の期末配当金につきましては、当基本方針により以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金20円とあわせ70円となり、連結配当性向は35.1%、株主資本配当率（DOE）は4.1%であります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき 50円
(普通配当 35円、特別配当 15円)
配当総額 1,162,820,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

<ご参考：配当の状況>



33.4%	32.0%	38.4%	35.5%	35.1%(予定)	連結配当性向
3.1%	3.3%	3.4%	4.5%	4.1%(予定)	株主資本配当率 (DOE)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役社長
2	再任	しも もと さと し 下 元 智 史	取締役常務執行役員営業本部長
3	再任	えん どう きよ し 遠 藤 清 志	取締役常務執行役員技術本部長
4	再任	い どう まさ き 伊 藤 雅 基	取締役上席執行役員首都圏事業本部長
5	再任	まえ かわ しん じ 前 川 伸 二	取締役上席執行役員経営企画担当
6	新任	いの うえ きよし 井 上 聖	上席執行役員管理本部長
7	再任	社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>なつ い ひろ し 夏井 博史 (1950年11月4日)</p>	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2006年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2006年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>2008年4月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2008年6月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2010年6月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>2011年4月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長</p> <p>2013年4月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>2013年6月 当社取締役副社長営業本部長</p> <p>2014年4月 当社取締役副社長</p> <p>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 夏井博史氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 34,682株</p>
2	<p>再任</p> <p>しも もと さと し 下元 智史 (1960年6月28日)</p>	<p>1990年1月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2012年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2015年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>2016年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>2020年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 下元智史氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 11,647株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>えん どう きよ し 遠藤清志 (1958年1月13日)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2011年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長</p> <p>2012年1月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長</p> <p>2013年4月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長</p> <p>2014年4月 当社執行役員技術本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役上席執行役員技術本部長</p> <p>2020年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 遠藤清志氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 17,478株</p>
4	<p>再任</p> <p>い とう まさ き 伊藤雅基 (1959年10月30日)</p>	<p>1990年4月 当社入社</p> <p>2011年4月 当社大阪支店副支店長</p> <p>2014年4月 当社執行役員大阪支店長</p> <p>2018年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部産業施設事業部長</p> <p>2019年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼産業施設事業部長</p> <p>2020年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部長</p> <p>2020年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 伊藤雅基氏は、首都圏事業本部の責任者として、技術部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 8,286株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> まえ かわ しん じ 前 川 伸 二 (1959年6月5日)	1983年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長 2016年 4 月 当社首都圏事業本部関東支店長 2018年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部関東支店長 2019年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2020年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2021年 4 月 当社取締役上席執行役員経営企画担当 (現任)
<p>【取締役候補者とした理由】 前川伸二氏は、リニューアル事業部および経営企画部門の責任者として、経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 6,825株</p>		
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新 任</div> いの うえ きよし 井 上 聖 (1964年10月28日)	1987年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社管理本部人事部長 2015年 4 月 当社管理本部副本部長兼人事部長 2018年10月 当社管理本部副本部長 2019年 4 月 当社執行役員管理本部長 2021年 4 月 当社上席執行役員管理本部長 (現任)
<p>【取締役候補者とした理由】 井上聖氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 5,233株</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>再任 社外取締役 独立役員</p> <p>もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (1950年1月5日)</p>	<p>1973年4月 大蔵省（現財務省）入省 1997年7月 主税局総務課長 1998年7月 大阪大学法学研究科教授 2003年1月 東京税関長 2004年7月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員 2005年7月 財務省財務総合政策研究所長 2007年1月 財務省財務総合政策研究所特別研究官（現任） 2007年4月 中央大学法科大学院教授 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年3月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹（現任） 2018年4月 中央大学法科大学院特任教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めており、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っており、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【所有する当社株式の数】 6,014株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 森信茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森信茂樹氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 森信茂樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は、森信茂樹氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役山田勇夫、鶴野隆一の両氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
1	新任	もり もと とし ひこ 森 本 利 彦	執行役員監査等委員会室長
2	新任	うめ はら ゆみ こ 梅 原 由美子	—

社外取締役
独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>新任</p> <p>もりもととしひこ 森本利彦 (1960年9月17日)</p>	<p>1983年7月 当社入社 2010年6月 当社管理本部経理部長 2014年10月 当社海外事業統括本部副本部長 2016年12月 当社内部統制部長 2020年4月 当社執行役員内部統制部長 2020年7月 当社執行役員監査等委員会室長（現任）</p>
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 森本利彦氏は、管理部門および内部統制部門の責任者として、適正な業務遂行を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、監査等委員である取締役としての職務を遂行できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p>【所有する当社株式の数】 4,735株</p>		
2	<p>新任 社外取締役 独立役員</p> <p>うめはらゆみこ 梅原由美子 (1973年12月31日)</p>	<p>2000年9月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2004年4月 NPO法人環境エネルギー政策研究所訪問研究員 2006年4月 Value Frontier(株)設立 取締役 2015年4月 里山エナジー(株)設立 取締役（現任） 2019年4月 Value Frontier(株)代表取締役（現任）</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 梅原由美子氏は、経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>【所有する当社株式の数】 一株</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 梅原由美子氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。なお、戸籍上の氏名は石森由美子であります。
3. 候補者の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済状況は、新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、人々の暮らしや企業活動に大きな影響を与え、世界経済は急減速しました。日本経済においても、前半は大きく下振れし、後半には回復傾向が見られましたが、企業の景況感は一極化が鮮明となり、電子デバイス、精密機器、食品関連などの製造業は堅調で、設備投資も回復しております。

建設業界におきましては、都心を中心とした再開発案件などの不動産投資も引き続き堅調でしたが、技術者・技能労働者不足や資機材・労務費の上昇傾向は継続しております。また、AIやIoTを活用した技術革新への対応や、デジタルトランスフォーメーション、働き方改革による生産性向上への取り組みについては、今後の事業の継続・成長には欠かすことのできない課題であります。

このような環境下、当社グループは、10年ビジョン「SNK Vision 2030」を、「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指します」と定め、そのフェーズIとなる次期中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase I】(2020年度～2022年度)を策定し、5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③人的資本戦略、④デジタル変革戦略、⑤企業統治戦略を掲げ、その初年度の事業運営を進めてまいりました。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比3.8%減の1,032億5千4百万円、完成工事高は前期比10.7%減の1,072億5千3百万円となりました。また、次期繰越工事高は39億9千8百万円減の684億4百万円となりました。

利益につきましては、完成工事総利益は前期比1.9%減の139億1千7百万円、営業利益は前期比0.4%減の63億8千6百万円、経常利益は前期比2.0%減の66億7千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比0.7%増の46億3千7百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)	前期比	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事業	107,304	103,254	△3.8%	120,106	107,253	△10.7%

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度からスタートした中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase I】（2020年度～2022年度）を定め、その経営課題を、10年ビジョン「SNK Vision 2030」の5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③人的資本戦略、④デジタル変革戦略、⑤企業統治戦略、としました。

本経営計画は「SNK Vision 2030」で掲げた、「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指す」ための経営課題であり、向上させるべき企業価値を価値創造の根幹である人的資本、関係資本、組織資本にサステナビリティ資本を加えた4つの知的資本と定め、地球規模の環境保全を意識した自然資本の持続的成長を約束しつつ、4つの知的資本を活かし続ける変革、研鑽と将来への跳躍をスローガンとして、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は3億1千3百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
受注工事高	114,320	120,530	107,304	103,254
完成工事高	111,742	122,389	120,106	107,253
経常利益	4,644	4,235	6,810	6,676
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,449	3,095	4,603	4,637
1株当たり当期純利益	140円84銭	130円27銭	197円07銭	199円51銭
総 資 産	98,267	102,025	98,925	98,634
純 資 産	43,019	43,064	44,402	50,704

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	60,484	89,517	92,100	57,900

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新日空サービス株式会社	100百万円	100.0%	設備工事業
日宝工業株式会社	100	100.0	設備工事業
新日空(中国)建設有限公司	699	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアブル事業部・産業施設事業部・ソリューション事業部(東京都)、原子力事業部(神奈川県)
	支 店	北海道、東北(宮城県)、関東(千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国(広島県)、九州(福岡県)、シンガポール、スリランカ
	研 究 所	技術開発研究所(長野県)
子会社	国 内	新日空サービス株式会社(東京都) 日宝工業株式会社(神奈川県)
	海 外	新日空(中国)建設有限公司(中国) SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED (スリランカ、モルディブ) SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD. (シンガポール、ミャンマー、カンボジア)

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,598名	27名減

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,087名	12名減

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,810百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,700
株式会社三菱UFJ銀行	1,110
株式会社みずほ銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 84,252,100株
- (2) 発行済株式の総数 24,282,225株
- (3) 株主数 4,981名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日本空調協和会	2,033 千株	8.74 %
三井物産株式会社	1,266	5.44
株式会社東芝	1,255	5.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,157	4.97
株式会社三井住友銀行	1,006	4.32
三井住友信託銀行株式会社	1,000	4.29
新日本空調従業員持株会	874	3.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	850	3.65
日本電設工業株式会社	760	3.27
株式会社東京エネシス	571	2.45

（注）持株比率については、自己株式（1,025,809株）を控除した株式数（23,256,416株）より算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しており、当事業年度中に交付した当該株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	11,571株	7名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	夏井博史	
取 締 役	赤松敬一	専務執行役員経営企画担当兼管理統括担当
取 締 役	淵野聡志	常務執行役員原子力担当
取 締 役	下元智史	常務執行役員営業本部長
取 締 役	遠藤清志	常務執行役員技術本部長
取 締 役	伊藤雅基	上席執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	前川伸二	上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長
取 締 役	森信茂樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
取 締 役 (常勤監査等委員)	山田勇夫	
取 締 役 (監査等委員)	鶴野隆一	公認会計士
取 締 役 (監査等委員)	水野靖史	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	東海秀樹	税理士 ミニストップ(株)監査役 (株)イーアンドエーマテリアル取締役 大日本コンサルタント(株)取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役鶴野隆一、水野靖史ならびに東海秀樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役鶴野隆一、水野靖史ならびに東海秀樹の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役鶴野隆一氏は公認会計士として、同東海秀樹氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役山田勇夫氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、経営会議等の取締役会以外の重要な会議への出席のほか、日常的な情報収集や内部監査部門等との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員および社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。決定方針については、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。

決定方針の概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2020年6月26日付監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、移行前の取締役および監査役の報酬額は、株主総会の決議（2015年6月19日開催定時株主総会）により取締役は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議（2019年6月21日開催定時株主総会）により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。

移行後の取締役の報酬額は、株主総会の決議（2020年6月26日開催定時株主総会）により取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、同株主総会の決議により、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は7名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長夏井博史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が指名・報酬委員会へ報酬の額、その算定方法に関する方針を諮問し、取締役会はその審議による答申を尊重し決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	319 (9)	169 (9)	122 (-)	27 (-)	11 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (18)	34 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	13 (8)	13 (8)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬の額は、当事業年度に係る賞与であります。
業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および職員の賞与水準等にもとづいて算出し、決定する方針としており、当事業年度については、当該業績指標を反映し算出しております。
2. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
3. 監査役に対する報酬等の総額は監査等委員会設置会社移行前の期間にかかるものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の総額は移行後の期間に係るものであります。
4. 報酬等には、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名分（うち社外取締役1名）および監査役4名分（うち社外監査役3名）を含んでおります。なお、このうち、退任取締役2名（うち社外取締役1名）および退任監査役2名（うち社外監査役2名）につきましては、同株主総会終結の時をもって、新たに取締役（監査等委員）に就任しております。

(4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況および期待する役割に関して行った職務の概要
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、行政分野等における豊富な経験と幅広い知見にもとづき、持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監督を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鶴 野 隆 一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、また、監査役会および監査等委員会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、報酬委員会の委員を務め、取締役の報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水 野 靖 史	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、また、監査等委員会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。 また、報酬委員会、指名・報酬委員会およびリスク管理委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性と妥当性の判断ならびにリスク管理に関する方針の審議決定において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 海 秀 樹	当事業年度開催の取締役会の88%に出席し、また、監査役会および監査等委員会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。

- (注) 1. 当社は、2020年6月26日付監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。なお、水野靖史氏は同日付で取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任しております。また、鶴野隆一、東海秀樹の両氏は同日付で監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 指名委員会および報酬委員会は、2020年6月26日付指名・報酬委員会へ移行いたしました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識基準に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務」についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が監査等委員会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	12,172	支払手形・工事未払金	28,154
受取手形・完成工事未収入金	52,489	電子記録債権	1,070
電子記録債権	3,459	短期借入金	6,471
未成工事支出金	1,088	1年内返済予定の長期借入金	200
その他のたな卸資産	45	リース債務	30
その他	1,163	未払法人税等	1,053
貸倒引当金	△290	未成工事受入金	2,614
流動資産合計	70,127	役員賞与引当金	165
固定資産		完成工事補償引当金	89
有形固定資産		工事損失引当金	662
建物・構築物	6,700	その他	4,662
機械・運搬具・工具器具備品	1,079	流動負債合計	45,173
土地	758	固定負債	
リース資産	95	長期借入金	200
建設仮勘定	13	リース債務	42
減価償却累計額	△5,813	繰延税金負債	2,268
有形固定資産合計	2,834	退職給付に係る負債	227
無形固定資産		その他	17
ソフトウェア	673	固定負債合計	2,756
リース資産	32	負債合計	
その他	9	(純資産の部)	
無形固定資産合計	715	株主資本	
投資その他の資産		資本	5,158
投資有価証券	23,006	資本剰余金	6,887
退職給付に係る資産	123	利益剰余金	30,526
繰延税金資産	234	自己株	△1,623
その他	1,802	株主資本合計	40,949
貸倒引当金	△210	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	24,956	その他有価証券評価差額金	9,535
固定資産合計	28,506	為替換算調整勘定	69
資産合計		その他の包括利益累計額合計	9,605
98,634		新株予約権	
		純資産合計	149
		負債純資産合計	
		50,704	
		98,634	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		107,253
完成工事原価		93,336
完成工事総利益		13,917
販売費及び一般管理費		7,531
営業利益		6,386
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	320	
その他の	55	436
営業外費用		
支払利息	21	
保険解約損	85	
為替差損	13	
支払保証料	5	
その他の	20	145
経常利益		6,676
特別利益		
固定資産売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	208	210
税金等調整前当期純利益		6,473
法人税、住民税及び事業税	1,997	
法人税等調整額	△162	1,835
当期純利益		4,637
親会社株主に帰属する当期純利益		4,637

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		92,100
完 成 工 事 原 価		80,514
完 成 工 事 総 利 益		11,586
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,658
営 業 利 益		4,927
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
有 価 証 券 利 息	14	
受 取 配 当 金	1,551	
そ の 他	64	1,634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16	
保 険 解 約 損	85	
支 払 保 証 料	5	
そ の 他	1	108
経 常 利 益		6,453
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	208	209
税 引 前 当 期 純 利 益		6,244
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,634	
法 人 税 等 調 整 額	△215	1,418
当 期 純 利 益		4,825

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳賀保彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水野博嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳 賀 保 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 博 嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

新日本空調株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山田 勇夫 ㊟

監査等委員 鶴野 隆一 ㊟

監査等委員 水野 靖史 ㊟

監査等委員 東海 秀樹 ㊟

- (注) 1. 監査等委員鶴野隆一、水野靖史および東海秀樹は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当社は、2020年6月26日開催の第51回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から2020年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄…………… 東京メトロ ● 銀座線、● 東西線、都営地下鉄 ● 浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。